

福井県地域防災計画（本編、震災対策編、雪害対策編）の改定について

1 改定の基本方針

東日本大震災後の国の防災基本計画の修正や、県内における最近の風水害における課題を踏まえ、福井県地域防災計画を改定する

<改定の視点>

（1）国の防災基本計画修正の反映

i）大規模広域災害への対策（防災基本計画修正(H24年9月、H26年1月)の反映)

内容：平素からの防災への取組の強化、大規模広域災害に対する即応力の強化
住民等の円滑かつ安全な避難の確保、被災者援護対策の改善、特別警報の伝達

ii）地震・津波対策の強化（防災基本計画修正(H23年12月)の反映)

内容：地震被害想定を追加、津波被害想定を改定、業務継続性の確保

（2）最近の風水害における課題等を踏まえた改定

内容：災害対策本部設置基準の改定、避難勧告等の的確な発令
暴風・竜巻災害対策に関する計画の新設
火山対策に関する計画の新設

2 福井県地域防災計画の主な改定の内容

(1) 国の防災基本計画修正の反映

i) 大規模広域災害への対策（防災基本計画修正(H24年9月、H26年1月)の反映)

項目	改定(案)の内容	改定箇所
① 平素からの防災への取組の強化	・住民等は地区防災計画を作成し防災訓練を実施する等、防災活動の推進に努める	本編2章21節 震災2章2節
② 大規模広域災害に対する即応力の強化	・県および市町は円滑な相互応援のため応援・受援計画を策定するよう努める	本編2章18節 震災2章23節
③ 住民等の円滑かつ安全な避難の確保	・市町は緊急時に安全を確保するための指定緊急避難場所と避難生活を送るための指定避難所を指定する	本編2章16節 震災2章4節 雪害2章1節
	・市町は避難行動要支援者名簿を作成し、本人の同意を得て関係者に情報提供することができる	本編2章22節 震災2章7節 雪害2章7節
	・市町は住民に屋内退避による安全確保を指示できること、県や国に避難指示等のための助言を求めることができる	本編3章8節 震災3章5節 雪害3章3節
	・県および市町は広域避難に備え協定締結に努めること、県は市町からの要請を受け他県と受入先を協議することや、受入先について助言する	本編2章16節 本編3章8節 震災2章4節 震災3章9節
④ 被災者援護対策の改善	・市町は避難所の生活環境の確保に努めるとともに、避難所以外の場所に滞在する者の生活環境の確保に努める	本編3章8節 震災3章9節 雪害3章3節
⑤ 特別警報の伝達	・特別警報が発表された場合、県は直ちに市町に通知し、市町は可能な限り多くの手段を用いて直ちに住民に周知する	本編3章4節 雪害3章2節

ii) 地震・津波対策の強化（防災基本計画修正(H23年12月)の反映)

項目	改定(案)の内容	改定箇所
① 地震被害想定追加	・「地震被害予測調査(H22・23年度)」を被害想定に追加する	震災1章4節
② 津波被害想定改定	・「津波浸水想定調査(H23年度)」を被害想定に位置付ける	震災1章4節
③ 業務継続性の確保	・県や市町等の防災関係機関は業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る	震災2章25節

(2) 最近の風水害における課題等を踏まえた改定

項 目	改定（案）の内容	改定箇所
① 災害対策本部設置基準の改定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象特別警報（大雨、暴風・高潮・波浪、暴風雪、大雪）が発表された場合に、災害対策本部を設置する <p>現行では、地震は震度6弱以上を観測した場合、津波は大津波警報の発表により災害対策本部を設置することとなっている。これと同様に、風水害や雪害においても基準を明確化する</p>	<p>本編3章1節 雪害3章1節</p>
② 避難勧告等の的確な発令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難が夜間に及ぶおそれのある場合等の対応等を定める <p>市町は、避難勧告・指示を夜間に発令するおそれがある場合には、早い段階で避難所を開設して住民に伝達したり、避難準備情報を発令する等により、円滑な避難に努めるものとする</p>	<p>本編3章8節</p>
③ 暴風・竜巻災害対策【新設】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴風・竜巻等による被害を軽減・防止するための予防対策、応急対策を地域防災計画に位置付ける 	<p>本編2章4節 本編3章38節</p>
④ 火山対策【新設】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白山の噴火を想定した予防対策、応急対策を地域防災計画に位置付ける 	<p>本編2章6節 本編3章39節</p>